

白井市甲状腺エコー検査費用助成金を申請される方へ

福島第一原子力発電所事故に伴う、放射性ヨウ素の初期被ばくに対する市民の健康への不安を軽減するため、甲状腺エコー検査費用の一部助成を行います。

甲状腺エコー検査では、甲状腺の中にある結節（しこり）やのう胞（液体が入った袋状のもの）の大きさや数など、現在の甲状腺の状態を知ることができます。一方、検査の性質上、非常に小さな結節やのう胞など健康な人にも見つかることが多い所見が抽出されやすいとされています。

検査を希望される方は、以下の内容をよくご理解いただいた上で、現在の甲状腺の状態を知る機会としてご活用ください。

◆ 今回の甲状腺エコー検査判定方法

福島県「県民健康調査」に準じ、次の区分で判定されます。

A1	結節やのう胞を認めません。
A2	5.0 mm以下の結節や20.0 mm以下ののう胞を認めますが、二次検査の必要はありません。
B	二次検査をお勧めします。 5.1 mm以上の結節や20.1 mm以上ののう胞を認めるものまたは、5.0 mm以下の結節や20.0 mm以下ののう胞であっても、甲状腺の状態等から判断し、二次検査を勧めるものも含まれます。
C	甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を受けていただくことが必要です。

◆ 約半数の方に何らかの所見が確認されます

甲状腺エコー検査では、非常に小さい結節やのう胞など、健康な人でも見られる所見が抽出されることがよくあり、福島県「県民健康調査」や環境省が福島県との比較調査を行った弘前、甲府、長崎市でも約半数の方に何らかの所見が確認されています。

◆ B判定、C判定とされた方

今年度のエコー検査でB判定およびC判定の方は、保険診療へ移行しますので、次年度以降、本制度の対象となりません。

※今回の検査は現在の甲状腺の状態を知るためのものであり、原発事故における放射線の影響との関連性を評価するものではありません。

<問い合わせ先>

白井市健康課母子保健班

電話 047-497-3495

次ページもご覧ください

1. 対象となる方

次の要件をすべて満たしている方

- ・平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれの方
- ・事故当時と検査日において白井市に住民登録がある方
(事故当時生まれていない方は、最初に住民登録した場所が白井市であること)
- ・甲状腺疾患で受診中ではない方

2. 助成の対象となる検査

令和3年3月31日までの間に、保険診療外(自費)で受けた甲状腺エコー検査。
(申請期限は検査費用を支払った日から起算して1年以内になりますのでご注意ください。)

3. 助成回数

1人につき年度内1回。

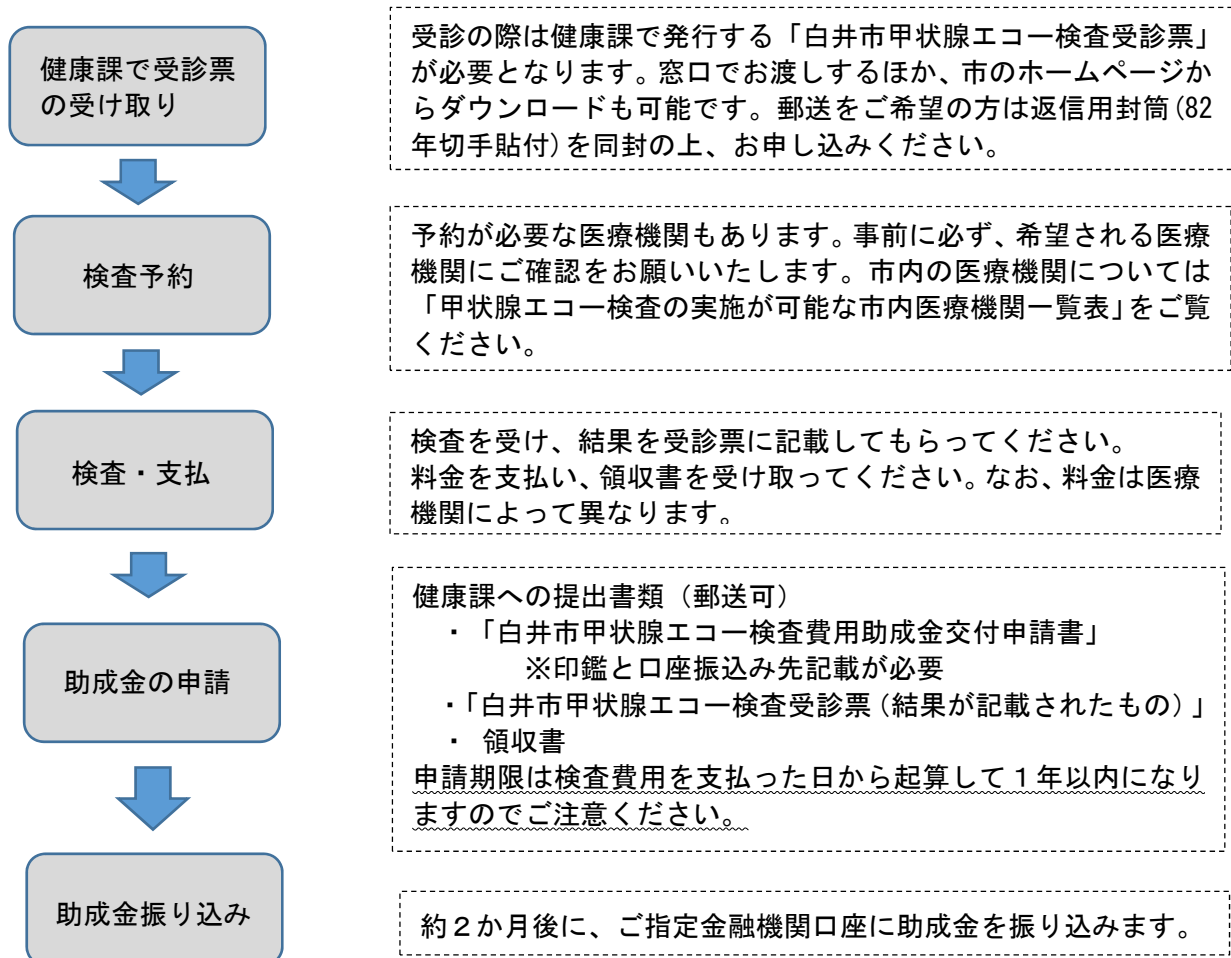
4. 助成額

検査費用の半額(上限3,000円)を助成します。

生活保護受給世帯の方は、検査費用の全額(上限6,000円)を助成します。

※検査費用が6,000円を超えた場合は、自己負担が生じます。

5. 助成までの流れ



甲状腺エコー検査実施可能な市内の医療機関

医療機関名	住 所	電 話 番 号	備 考
伊藤診療所	復1450-23	491-1888	予約不要 診療時間内可
桜台メディカル クリニック	桜台2-7-2	491-6668	電話にて要予約
しだ内科・消化器 クリニック	根1970-1-2	498-3715	電話にて要予約
白井駅前せあらし クリニック	笹塚2-2-2	497-0072	電話にて要予約
徳田クリニック	清水口1-1-25	492-8981	電話にて要予約
森川産婦人科 クリニック	大山口2-3-3	492-3511	予約不要 (月)(火)(金)の 午後2時~4時
もりや内科・呼吸器科 クリニック	富士129-29	498-6622	10歳以上に限る 電話にて要予約
白井聖仁会病院	笹塚3-25-2	492-3111	電話にて要予約
北総白井病院	根325-2-1	492-1001	電話にて要予約
千葉白井病院	復1439-2	497-6800	電話にて要予約

※市外の医療機関で受けた検査でも、次の提出書類がそろえば助成可能です。

健康課への提出書類（郵送可）

- ・「白井市甲状腺エコー検査費用助成金交付申請書」
※印鑑と口座振込み先の記載が必要となります
- ・「白井市甲状腺エコー検査受診票（結果が記載されたもの）」
- ・領収書

<検査費用助成制度に関する問い合わせ>
白井市健康課母子保健班
電話 047-497-3495